

農林水産分野（アグリ分野）の知的財産情報を毎月お届け

アグリ知財ニュースレター

料金改正特集号 (vol. 6)

吉永国際特許事務所

CONTENTS

1. 特許関係の料金の引き下げについて
2. 商標関係の料金の引き下げについて
3. PCT関係の料金の引き下げについて

1. 特許関係の料金の引き下げについて

(1) 特許出願

特許出願時に特許庁に支払う出願料（特許印紙代）が下記のように改正されます。

	旧料金	新料金(案)
特許出願	16,000 円	15,000 円
外国語書面出願	26,000 円	24,000 円

アグリ知的財産部からのアドバイス

改正料金が適用になるのは 2008 年 6 月 1 日の予定です。
従いまして、出願日確保を優先する場合を除き、特許出願は 6 月 1 日以降に行う方がお得です。

(2) 出願審査請求

出願審査請求料については、今回の改正の対象とはなりませんでした。

(3) 特許料

特許権の設定登録後、特許庁に支払う特許料が以下のように料金が改正されます。
但し、出願日、審査請求日によって料金が異なりますのでご注意ください。

① 昭和 63 年 1 月 1 日以後の出願

イ 平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求を行う出願

	旧料金	新料金(案)
第1年から第3年まで毎年	2,600 円 + 請求項数 × 200 円	2,300 円 + 請求項数 × 200 円
第4年から第6年まで毎年	8,100 円 + 請求項数 × 600 円	7,100 円 + 請求項数 × 500 円
第7年から第9年まで毎年	24,300 円 + 請求項数 × 1,900 円	21,400 円 + 請求項数 × 1,700 円
第10年から第25年まで毎年	81,200 円 + 請求項数 × 6,400 円	61,600 円 + 請求項数 × 4,800 円

ロ 平成 16 年 3 月 31 日までに審査請求をした出願

	旧料金	新料金(案)
第1年から第3年まで毎年	13,000 円 + 請求項数 × 1,100 円	11,400 円 + 請求項数 × 1,000 円
第4年から第6年まで毎年	20,300 円 + 請求項数 × 1,600 円	17,900 円 + 請求項数 × 1,400 円
第7年から第9年まで毎年	40,600 円 + 請求項数 × 3,200 円	35,800 円 + 請求項数 × 2,800 円
第10年から第25年まで毎年	81,200 円 + 請求項数 × 6,400 円	71,600 円 + 請求項数 × 5,600 円

② 昭和62年12月31日以前の出願

イ 平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願

	旧料金	新料金(案)
第1年から第3年まで毎年	1,700円＋発明の数×1,100円	1,500円＋発明の数×1,000円
第4年から第6年まで毎年	5,400円＋発明の数×3,300円	4,800円＋発明の数×2,900円
第7年から第9年まで毎年	16,200円＋発明の数×10,000円	14,300円＋発明の数×8,800円
第10年から第25年まで毎年		47,500円＋発明の数×29,600円

ロ 平成16年3月31日までに審査請求をした出願

	旧料金	新料金(案)
第1年から第3年まで毎年	8,500円＋発明の数×5,600円	7,500円＋発明の数×4,900円
第4年から第6年まで毎年	13,500円＋発明の数×8,400円	11,900円＋発明の数×7,400円
第7年から第9年まで毎年	27,000円＋発明の数×16,800円	23,800円＋発明の数×14,800円
第10年から第25年まで毎年	54,000円＋発明の数×33,600円	47,500円＋発明の数×29,600円

アグリ知的財産部からのアドバイス

改正料金が適用になるのは2008年6月1日の予定です。
従いまして、特許料(年金)の支払い期限が6月1日以降である場合、特許料(年金)の納付は6月1日以降に行うことをお勧めします。
特許料(年金)を5月31日より前に支払うと旧料金が適用され、6月1日以降に支払うと新料金が適用されるからです。

特許関係の料金の引き下げについてさらに詳しく知りたい方はこちら

☞ 平成20年特許法等改正に伴う料金改定(予定)のお知らせ(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/fy20_ryoukinkaitai.htm

アグリ知的財産部からのアドバイス

設定登録料の納付期限が2008年6月1日前でも、新料金の適用を受けられる場合があります。
それは、「期間延長請求書」を特許庁へ提出し、納付期間を更に30日間延長したときに、延長後の納付期限日が6月1日以降になる場合です。

納付期限を延長した結果、最終期限日が6月1日以降になる場合には新料金が適用になるため、お得です。

☞ 期間延長請求書の提出方法について(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/tokkyoryou_enchou.htm

2. 商標関係の料金の引き下げについて

(1) 商標登録出願

商標登録出願時に特許庁に支払う出願料(特許印紙代)が下記のように改正されます。

	旧料金	新料金(案)
商標登録出願	6,000+区分数×15,000円	3,400+区分数×8,600円
防護標章登録出願	12,000+区分数×30,000円	6,800+区分数×17,200円

アグリ知的財産部からのアドバイス

改正料金が適用になるのは2008年6月1日の予定です。
従いまして、出願日確保を優先する場合を除き、商標登録出願は6月1日以降に行う方がお得です。

(2) 登録料

商標権の設定登録時の登録料、商標権の更新登録時の更新登録料が下記のように改正されます。

① 通常の商標

		旧料金	新料金(案)
10年分 納付の 場合	設定時の登録料(10年分)	66,000円×区分数	37,600円×区分数
	更新登録料(10年分)	151,000円×区分数	48,500円×区分数
5年分 納付の 場合	設定時の登録料(5年分)	44,000円×区分数	21,900円×区分数
	更新登録料(5年分)	101,000円×区分数	28,300円×区分数

② 防護標章

	旧料金	新料金(案)
設定時の登録料	66,000円×区分数	37,600円×区分数
更新登録料(10年分)	130,000円×区分数	41,800円×区分数

※防護標章の場合、分割納付はできません。

アグリ知的財産部からのアドバイス

改正料金が適用になるのは2008年6月1日の予定です。
従いまして、登録査定日から30日の期限および更新登録申請の期限が6月1日以降である場合、登録料の納付は6月1日以降に行うことをお勧めします。5月31日より前に支払うと旧料金が適用され、6月1日以降に支払うと新料金が適用されるからです。

但し、設定登録料および更新登録料の分割納付については、前期分の支払いが旧料金であった場合、6月1日以降の後期分の支払いも旧料金が適用されます。

商標関係の料金の引き下げについてさらに詳しく知りたい方はこちら

☞ 平成20年特許法等改正に伴う料金改定(予定)のお知らせ(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/fy20_ryoukinkaitei.htm

アグリ知的財産部からのアドバイス

設定登録料の納付期限が2008年6月1日前でも、新料金の適用を受けられる場合があります。それは、「期間延長請求書」を特許庁へ提出し、納付期間を更に30日間延長したときに、延長後の納付期限日が6月1日以降になる場合です。納付期限を延長した結果、最終期限日が6月1日以降になる場合には新料金が適用になるため、お得です。

☞ 期間延長請求書の提出方法について(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/tokkyoryou_enchou.htm

3. PCT関係の料金の引き下げについて

(1) 国際出願

PCTの国際出願料が2008年7月から5%引き下げられることになりました。

	旧料金	新料金(案)
国際特許出願	1,400 スイスフラン (140,000 円)	1,330 スイスフラン (133,000 円)

(1 スイスフラン = 100 円で換算)

PCT関係の料金の引き下げについてさらに詳しく知りたい方はこちら

☞ PCT (特許協力条約) に基づく国際出願手数料の引き下げについて (特許庁)

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/rireki/what.htm>

(2) 国内移行手続

PCT経由で我が国に国内移行手続をする場合の料金が引き下げられました。

施行日は2008年6月1日になる予定です。

	旧料金	新料金(案)
国内移行手続(特 184 条の 5 第 1 項)	16,000 円	15,000 円
みなし国際出願(特 184 の 20 第 1 項)	16,000 円	15,000 円

アグリ知的財産部からのアドバイス

国内移行手続に関する改正料金が適用になるのは2008年6月1日の予定です。

従いまして、6月1日以降に国内書面を提出する場合は新料金が適用されます。

但し、施行日以降に国内書面提出期間が満了する場合であっても、施行日前日までに国内書面を提出すると、旧料金が適用されますのでご注意ください。

国内移行手続の料金の引き下げについてさらに詳しく知りたい方はこちら

☞ 平成20年特許法等改正に伴う料金改定(予定)のお知らせ(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/fy20_ryoukinkaitai.htm

【編集】吉永貴大

【発行】吉永国際特許事務所 <http://www.yoshinagapat.com>

【発行日】平成20(2008)年4月21日

【お問合せ】info@yoshinagapat.com

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることはご遠慮ください。なお、掲載するニュースの記載内容については正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じて責任は負いかねますので予めご了承下さい。